



三労基発 0121 第 2 号  
令和 4 年 1 月 21 日

独立行政法人労働者健康安全機構  
三重産業保健総合支援センター 所長 殿

三重労働局労働基準部長  
( 公 印 省 略 )

労働安全衛生法に基づく安全データシート (SDS) の記載に係る  
留意事項について

平素から労働災害の防止、働き方改革など労働行政施策の推進にご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記について、令和 3 年 7 月にとりまとめられた「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」に基づき、本年度以降新たに労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条、第 57 条の 2 及び第 57 条の 3 による規制対象の候補となる化学物質（国による GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）分類の結果、危険性または健康有害性の区分がある物質）について、義務化予定年度とともに独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所の HP に公開されました。

これらについては、令和 3 年度から 5 年度にかけて、パブリックコメント等必要な手続きを行った上で、順次規制対象物質に追加する予定となっており、また、今後、新たに危険有害性が確認された化学物質についても、あらかじめ、義務化予定年度とともに公表する予定となっております。

これらの規制対象候補物質については、義務化の施行日までにその情報が当該化学物質等の譲渡、提供を受ける全ての者に伝達される必要があるため、既に令和 4 年 1 月 11 日付け基安化発 0111 第 1 号により、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から全国の関連団体の長あて、別添のとおり安全データシート (SDS) の作成について要請されたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、この内容を御理解のうえ、関係事業場等への周知等に特段の御配慮を賜りますよう、御協力をお願いします。

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 HP  
([https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken\\_report.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html))